



■第31回院内集会を開催しました

4月24日(木曜日)、参議院議員会館B102室で第31回院内集会を開催しました。

杉山隆保理事の司会で午前11時に開会。まず塩谷巨弘理事長から檜葉町で行っているモニタリングの結果に基づき、「福島原発行動隊のモニタリング活動等」について説明がありました。(右欄参照)

続いて、日本弁護士連合会の災害復興支援委員会委員として原発事故被害者等のための法律相談に当たってきた弁護士の小林玲子さんが「原発被災被災者の苦悩」と題して講演。法律相談で被災者と接してきた経験に基づく大震災と原発事故による被害の実態をつぶさに語られました。(下欄参照)

その後、「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正

する法律案」につき、経済産業省資源エネルギー庁の山口仁原子力政策企画調査官と内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局の相部信宏課長補佐がその概要を説明しました。(2頁目を参照)

なお、最近毎回のように参加いただいている桜井宏衆議院議員(自由民主党)が挨拶し、近況報告を行いました。



桜井宏衆議院議員

●福島原発行動隊のモニタリング活動

塩谷巨弘



環境省の「追加被曝線量年間1mSvの考え方」と題する資料では、屋内の空間線量率は屋外の線量率の40%と仮定しています。しかし福島原発行動隊が川内村や檜葉町で行った測定結果から見ると、この「一律40%」は誤りで、実際には70~80%に達しています。

依頼者の要請に基づいて行う行動隊のモニタリング活動は、依頼者が帰還の判断をするときの材料の一つとして非常に役立つばかりでなく、再除染の必要性を示す材料にもなります。

われわれは、単なる政策提言団体ではなく、行動する団体です。行動隊本来の目的である福島第一原発構内での活動するには至っていませんが、その周辺で行っているモニタリング活動は公益法人の名にふさわしい重要な活動です。

●原発被災者の苦悩

小林玲子

チェルノブイリ原発視察

2013年5月、日本弁護士連合会(日弁連)の災害復興支援委員会委員としてウクライナを訪問し、チェルノブイリ原発の廃炉の進行状態と低線量被曝地域における健康状態の調査を行った。

実情は、密閉状態が保たれている「石棺」といえるものではないことを知った。チェルノブイリの4号機は事故当時から密閉されていない。屋根には穴が沢山開いたままだ。

事故から28年経過しているが、視察地点(4号機から300メートルの広場)の放射線量は4マイクロシーベルト程度もあった(通常100倍位)。

原発建物は老朽化が激しく、崩壊の危機にある。2012年2月には、屋根の一部が雪の重みで壊れた。劣化が進んでいるのに有効な手立てが打たれていない。今回の政変で補修工事の進行は大幅に遅れるものと思われる。

チェルノブイリ原発は廃炉の道筋すらついていない。



ウクライナだけでは、到底、廃炉にすることはできません。

2011年3月11日

大震災と津波で家・仕事・家族の命を失った方たちの心情が痛いほど胸に伝わってきた。このとき私自身が人生の苦境に立っていたからだ。

弁護士業、育児、家事の三正面で奮戦し無理をし続けたため眠れなくなり、食欲もなくなって医師にうつ病と診断された。加えて配偶者との関係が悪化して離婚。離婚の条件で、子どもは夫側に引き取られた。

私は、仕事も家族も、自分の産んで育てた子どもすらも失って、一人ぼっちになった。

このように人生のどん底を経験している中で、私は3/11を迎えた。

日弁連は事故対策本部を立ち上げ、無料電話相談や対面相談など大規模な支援活動を始めた。相談結果をすぐにデータとして整理し、立法事実を明らかにして、国会議員へのロビー活動を行った。それが被災ローン減免に関する金融庁関連のガイドラインに繋がった。(2頁へ続く)

(1頁から)

被災時のローン減免制度の設立は、阪神・淡路大震災の時から被災者たちの大きな夢であった。震災で、住宅が崩壊しても、ローンは残る。そして、新しい家を建てようとする、残ローンを支払いながら、さらに二重にローンを組まなければならないになってしまう。これは、被災者の生活復興を大きく阻害する。阪神・淡路では、二重ローンの重さに耐えかねて、多くの破産者や経済苦を理由とした自殺者が出たという。

この制度は、金融界の強い抵抗にあい、立法化にまでは至っていない。これが今後の課題である。

一斉相談会の際には私は、仙台に置かれた日弁連災害対策本部の出先機関で相談に当たらせていただいた。被災者でもある仙台の弁護士の方達は、ガスが通らずお風呂にも入れない状況が続くなど厳しい条件の下で奮闘された。時には大きな摩擦がおきることもあった。私は現地のご努力の支援で、毎日、祈る思いで相談に当たった。

原発賠償問題

国の原子力紛争審査会は、原発事故の賠償内容について平成23年8月に中間指針を出している。それによると、

- ① 慰謝料は原則月額10万円とする。
- ② 事故後半年の経過からは、慰謝料は半額(月5万円)とする。
- ③ 避難生活に伴う「生活費の増加分」は、慰謝料の月額10万円の中に含まれるものとする。

これを受けて、東京電力は、「ご請求書」を作成し避難者に送付した。

この「ご請求書」は分厚いものであったが、避難者が現実に必要としている以下のような多くのものが請求できないようになっていた。冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、食器、TV、掃除機、寝具、こたつ、自転車などの家財道具、避難生活に伴う食費・教育費・交通通信費・被服費などの増加分、線量計の購入費、ペットに関する費用などである。

東電は、紛争審査会指針に沿ってこれらは「月額10万円」の慰謝料の中に全て含まれているとした。

日弁連は、被災者の実情を無視するこうした紛争審査会中間指針に異議を唱え、会長声明等を出した。

他方、双葉町の井戸川町長(当時)からの要請を受けて「やさしい原発事故損害賠償申立書」を小林が書き上げた。この申立書が賠償問題に関わる弁護士によって広く活用された結果、国の紛争審査会が出した原則は修正適用されるようになった。紛争センターの和解案1000件の中には慰謝料を半額5万円にしてしまう和解案は1件もない。

また国の指導によって、東電への直接請求においてもこの新しいルールに東電は一定程度従うようになってきた。

「慰謝料」については、紛争センターは「原則10万円」に固執していたが、厳しい避難生活の現状には合わないことを認めた。個別の事情を勘案しながらではあるものの、月額1割増し、2割増し、3割増し、5割増し等の慰謝料を認める和解案も出るようになった。

私の作成した「やさしい申し立て書」が、原発賠償問題の基盤を変化させる一助になったと自負している。

●原子力損害賠償支援機構法改正案について

山口調査官による説明の主要なポイントは以下の通りです。

- 法律改正の趣旨は、原子力損害賠償支援機構の業務に廃炉関係業務を追加することにある。これにより国が前面に出て廃炉に取り組む体制を構築する。
- 機構の名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構(通称：賠償・廃炉・汚染水センター)」に変更する。
- 機構に廃炉等関係業務の意思決定機関として「廃炉等技術委員会」を設置する。
- 機構の新たな業務として廃炉の適切な実施確保のための助言・指導・勧告を追加する。
- 廃炉に関する研究開発を推進する。
- 廃炉の実施体制に対する国の監視機能を強化する。(以下略)

山口調査官の説明に対して、集会主催者の牧山ひろえ参議院議員が、「国が前面に立って対処する」ということで原発事故収束事業の責任のあり方が変わるのか、実際どのような予算、技術



陣容によって行われるか、現状とどう変わるのかを再三にわたって質問しました。

山口調査官は、「責任」については事業実施主体である東京電力にあることが変わるものではないとした上で、この法改正で新設される技術委員会によって国が東京電力に対してより踏み込んだ支援・監視体制をとれるようになるという趣旨の回答をしました。

他方、この「支援・監視体制」のための予算等については、「法案審議の途中」ということで、今後明確にしていくべき問題点として残されました。次回5月29日の院内集会では、本件に関する質疑応答をさらに継続することが確約されました。

